

YouTube

【宅建動画の渋谷会】佐伯竜

はい1点

2026年 宅建  
【一問一答】  
相続《基礎10問》



渋谷会

ぜひ令和8年度**宅建**試験に向けて、『【**はい1点**一問一答】**相続《基礎10問》**』をお役立てください。

動画内で繰り返し復習しやすいようにシンプルな問題・解説にしています。

初学者向けの教材を制作してほしいという声がありましたので、宅建頻出分野の基本部分を不定期で配信します。《基礎編》の問題はぜひ全問正解を目指してがんばってください。

全国のみなさまの合格を祈念しております。

担当講師 佐伯竜

この一問一答は、宅建対策として「頻出で、基本的な知識」を取り上げた。出題箇所の知識確認を目的とするため、シンプルに作成し細かい表現等は省略している箇所がある。気になる点があれば、自身のテキスト類で確認していただきたい。

では、以下の各問について正誤をつけよ。

## 【問1】★

被相続人の子が、相続開始以前に死亡していたときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。

【答え】正しい

## 子及びその代襲者等の相続権

1 被相続人の子は、相続人となる。

はい1点

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は欠格事由に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる(代襲相続)。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

はい1点

⇒ 被相続人の子の子なので、つまりは被相続人の孫が相続する

**【問2】★**

相続の放棄をした者は、初めから相続人とならなかったものとみなされるため、その者の子が代襲相続人となる。

**【答え】 誤り**

**相続放棄と代襲相続**

はい1点

相続放棄は、代襲相続の原因には含まれていない。

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。

## 【問3】★

配偶者は常に相続人となり、他に子が一人いる場合、配偶者と子の法定相続分はそれぞれ2分の1ずつである。

【答え】正しい

## 配偶者の相続権

はい1点

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、他に相続人となるべき者がいるときは、その者と同順位とする。

## 子及びその代襲者等の相続権

はい1点

被相続人の子は、相続人となる。

⇒ 子及び配偶者が相続人であるときは、配偶者の相続分及び子の相続分は、各2分の1

はい1点

**【問4】★**

相続による権利の承継は、法定相続分を超える部分についても、対抗要件を備えなくても、第三者に対抗することができる。

**【答え】 誤り**

**共同相続における権利の承継の対抗要件**

相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

はい1点

⇒ 近年の改正、頻出というよりも念のために《基礎》として入れた

**【問5】★**

被相続人は、遺言で、相続開始の時から10年を超えない期間内、遺産の分割を禁ずることができる。

**【答え】 誤り**

**遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止**

被相続人は、遺言で、分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から5年を超えない期間内、分割を禁ずることができる。

はい1点

## 【問6】★

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、単純承認、限定承認、または相続の放棄をしなければならない。

【答え】正しい

相続の承認又は放棄をすべき期間

はい1点

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内（熟慮期間）に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。

相続人が上記の熟慮期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかったときは、単純承認をしたものとみなす。

はい1点

⇒ 無限に被相続人の権利義務を承継する

はい1点

**【問7】★**

（法務局での保管制度を利用しない場合）自筆証書遺言の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。

【答え】正しい

**遺言書の検認**

1 遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者が不在の場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様とする。 **はい1点**

2 前項の規定は、公正証書による遺言については、適用しない。

**はい1点**

【問8】★

前の遺言が後の遺言と抵触するときは、前の遺言が優先される。

【答え】 誤り

前の遺言と後の遺言との抵触等

1 前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす。

はい1点

2 前項の規定は、遺言が遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場合について準用する。

はい1点

⇒ 売買や贈与など

【問9】★

配偶者居住権は、第三者に譲渡することができる。

【答え】 誤り

配偶者居住権

配偶者居住権は、譲渡することができない。

はい1点

⇒ 被相続人の**配偶者**が居住していた建物の**全部**について**無償**で使用及び収益をする権利

**【問10】★**

遺留分権利者である兄弟姉妹は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

**【答え】 誤り**

**遺留分の帰属**

兄弟姉妹には、遺留分がない。

はい1点

宅建試験においては、遺留分は法定相続分の2分の1で覚えておけば足りる

はい1点

なお、正確には、「遺留分を算定するための財産の価額」の2分の1

また、直系尊属のみが相続人である場合は、3分の1である

この動画はぜひくり返し視聴してください。

耳に残った知識がそのまま本試験で出題されます。

**はい1点** の太字部分を覚えておいてください。

宅建試験では、基本問題を落とさないことがとにかく重要です。

この一問一答で取り上げているものはしっかりと覚えておきましょう。

では、この動画を視聴されたみなさまの合格を祈念しております。

本試験がんばってきてください。

## 【宅建動画の渋谷会】

<https://shibuyakai.com/>

《WEB ストリーミング講座》 ★NEW★

★令和8年版 宅建「これだけで合格セット」 《わかって解ける》

★令和8年版 宅建基幹講座 《理解を深める》

★令和8年版 宅建過去問演習講座 《解き方を学ぶ》

<https://shibuyakai.com/>